

令和5年3月10日

保護者の皆様

廿日市市立廿日市中学校
校長 岡本 真一郎

新型コロナウイルス感染症対策への協力について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、平素より、本校の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年3月13日から、マスクの着用の考え方は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本になりますが、学校におけるマスク着用の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされ、今後、国から留意事項等が通知される予定です。

したがって、令和5年3月31日までの年度内における学校教育活動においては、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等により、これまでどおり、感染症対策の徹底を図ってまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、広島県が感染レベルをレベル1に引き下げたことに伴う、欠席等の取り扱いについては、次のとおり、ご留意いただきますようお願いいたします。

1 生徒本人に発熱や咳などの症状がある場合の対応

これまでどおり、自宅休養をお願いします。この場合、「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。

2 風邪症状等の早退措置

これまでどおり、登校時または登校後に、発熱や咳などの症状がある場合は、早退の対応をとらせていただきます。その際は、保護者にご連絡しますので、お迎えをお願いします。

3 同居家族に発熱や咳などの症状がある場合の対応

これまで、大事をとって登校を控え、同居家族の症状が落ち着くまで自宅で休養するようお願いしていましたが、今後は、生徒本人に症状がない場合は、出席が可能です。
この場合での欠席は、「出席停止」扱いにはなりません。

4 同居家族に発熱や咳などの症状があり生徒本人がPCR検査を受けたときの対応

これまでどおり、結果が分かるまで自宅休養をお願いします。この場合、「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。

なお、旅行等で陰性証明を得るためにPCR検査を受ける場合など、検査を受ける目的が明らかに違うものは除きます。

5 感染及び濃厚接触者の出席停止期間等

これまでどおりです。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/uploaded/attachment/58635.pdf>



本人に感染の疑いがありPCR検査等を受けることになった場合には、速やかに学校にご報告いただきますようお願いいたします。なお、検査結果が陽性の場合、学校ではその後の早期の対応を講じる必要があります。平日の勤務時間外で学校に電話が繋がらない場合や土日祝日の連絡先は、廿日市市役所（0829-20-0001）とし、ご自身の連絡先と内容をお伝えいただき、指示を受けてください。